

平成 2 3 年度第 1 回札幌市都市景観審議会
平成 2 3 年度第 1 回札幌市屋外広告物審議会

会 議 録

日 時 : 平成 2 3 年 6 月 2 0 日 (月) 1 4 時開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 1 2 階 4 号・5 号会議室

1. 開 会

事務局（小島地域計画課長） それでは、定刻となりました。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

地域計画課長の小島でございます。

議事に入るまでの進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたしますします。

昨年度、7月に審議会を開催させていただきました、皆様の任期内の2回目の審議会となります。今年4月に事務局で人事異動がございましたので、新たに配属となりました職員をご紹介したいと思います。

事務局（伊藤都市景観係長） 都市景観係長の伊藤でございます。よろしくお願いいたしますします。

事務局（小島地域計画課長） よろしくよろしくお願いいたしますします。

それではまず、連絡事項ですが、那須委員、八木委員につきましては、途中退席されるご予定でございます。また、都市計画部長の星ですが、15時20分前後に中座させていただきますこととなりますので、あらかじめ、よろしくお願いいたしますします。

それでは、委員の皆様が全員おそろいでございますので、ただいまから、平成23年度第1回札幌市都市景観審議会を開催させていただきます。

本日は、議案案件が2件ございます。

議題2につきましては、屋外広告物審議会との合同審議となります。議案1の審議終了後、休憩を挟みまして、屋外広告物審議会の委員が参集された後に、14時50分ぐらいから合同審議に入る予定となっております。どうぞよろしくお願いいたしますします。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

議題に係る説明資料につきましては事前に送付させていただいておりますが、資料をお持ちでない委員の方がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせください。

よろしいでしょうか。

まず、議題1に関する資料を確認させていただきます。

配布資料1、会議次第、配布資料2、両審議会の委員名簿、両面印刷でございます。配布資料3、座席表、これも両面印刷でございます。最後に、説明資料1、A3のホチキス留めになっているものでございます。

以上でございますが、不足はございませんでしょうか。

それでは、早速、議事に入らせていただきますが、場内の写真撮影につきましては、以後、ご遠慮いただくようお願いいたします。また、発言に当たりましては、マイクをお渡ししますので、議事録作成のため、マイクをご利用いただきますようよろしくお願いいたしますします。

それでは、以降の議事進行につきましては、小林会長、よろしくお願いいたしますします。

2. 議 事

小林会長 今、ご説明がありましたように、議題が二つございまして、都市景観審議会だけでやる内容と、屋外広告物審議会のメンバーが加わって合同でやる内容に分かれております。都市景観審議会の議論の内容と屋外広告物審議会の議論の内容でコンセンサスを得ながらやっていかなければいけない部分が多くありまして、今回、こういう形をとらせていただきました。

まず、最初の景観資源の活用について審議をしていただくと思うのですが、ご存じのように、昨年、札幌市として、都市計画まちづくりと景観をリンクさせて、あるいは、複合的にとらえて、景観行政、まちづくり行政を進めていこうという方針と具体的な内容についてまとめました。それに基づいて、今年度、都市景観審議会の議論をしていただくということになると思うのです。

そこで、昨年から、景観まちづくり部会をこの審議会の下に設けまして、そこで審議をしてきました。従来の部会とはかなりスタンスの違う議論がなされてきました。そういうことも踏まえて、今日は、景観資源の活用について検討していただくと考えております。その景観資源も、後で資料の説明の中に出てきますが、これまでの景観法の中で言われている景観資源と、札幌市の考える特徴ある景観資源に幅が広がっていることも含めながら検討していただければありがたいと思います。

では、具体的な内容については、事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局（伊藤都市景観係長） 都市景観係長の伊藤でございます。

それでは、議題1、景観資源の活用について説明させていただきたいと思います。

パワーポイントを見ながら説明したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

昨年度第1回の都市景観審議会以降、これまで計3回の景観まちづくり部会を開催しております。前回の都市景観審議会にて既にご報告しておりますが、平成22年度当初、都市景観事業が行政評価の対象になりまして、特に、都市景観賞につきましては、市民評価の実施の中で見直しを検討するという判定がなされており、今後の方向性につきまして、都市景観審議会の意見をお聞きしながら見直し作業を進めることとされております。そのような背景を踏まえまして、これまでの景観まちづくり部会における議論の概略をご説明いたしたいと思います。

平成22年度第1回部会におきましては、歴史的建造物等を含みます景観重要建造物等の今後のあり方と都市景観賞を含みます普及啓発施策についてご議論していただきました。その中では、景観資源を広い意味でとらえ、それをさまざまに活用し、景観まちづくりにつなげていくという新たな視点が必要であるというご意見をいただいております。

平成22年度第2回目の部会におきましては、第1回目の部会での議論を踏まえまして、景観資源の今後の活用についてご議論していただきました。その中で、事務局からのまとめとしまして、都市景観賞の対象となるものや歴史的建造物に代表される景観重要建造物等を景観資源として一体でとらえる必要があるということをご提示させていただきました。

当部会の中では、景観まちづくりでの活用を意識した新たな仕組みづくりの必要性についてご意見をいただいております。

平成23年度第1回部会におきましては、都市景観賞にかわる新たな普及啓発活動の概要案及び景観重要建造物等の選定の進め方について少し具体的なものをご提示させていただきました。その中では、具体化に向けた課題や新たなアイデア等についてご意見をいただいております。それについては、後ほどの資料の中で説明していきたいと思っております。

それでは、資料の2ページ目でございます。

景観資源の活用につきまして説明させていただきます。

まず、さまざまな景観資源ということを書いておりますが、歴史的建造物やデザイン性の高い建造物、それらの集合体としてのまち並み、都市を象徴するようなランドマーク施設、また、各種イベントや祭典などで見られるような群衆像、景観にかかわる活動、あるいは、地域を特徴づけるような生活の中での景観、公園や森林、水辺などの緑、そして、それらが組み合わされて形成される景観など、人々を引きつける魅力を持ったものであればさまざまなものが景観資源になり得ると考えられます。その中でも、とりわけ質の高い景観を景観まちづくりにつなげ、活用していくためには、地域における質の高い景観がそこにあるということを確認してもらう必要があります。認識を高めてもらう制度としまして、都市景観賞、あるいは、その見直しに伴う新たな普及啓発事業が一つあり、一方で、景観重要建造物等の評価、指定の制度があります。また、その他、景観アドバイザー制度や各種助成制度もございます。それら各制度をその対象に応じて使い分けながら、景観まちづくりに活かしていくことになると思います。このときに、これらの各制度からのアウトプットとして、より実践的で使いやすい形に編集したものを地域に伝えていくことが必要となると思われますが、ここでは、それを景観まちづくりツールとして、「つくる・景観デザインツール」「まなぶ・景観学習ツール」「つかう・景観データベース」という大きく三つのとらえ方でまとめていきたいと考えております。そのように使いやすい形に編集した景観まちづくりツールを地域に伝え、あるいは戻してあげて、地域における景観まちづくりの実践の中で活用してもらおうということでございます。

そこでは、景観をつくる意識、まなぶ意識、発見する意識、楽しむ意識、残す意識、活かす意識などがはぐくまれ、意識の醸成がなされていきます。そのような意識の醸成が、やがて、新たな景観資源を生み出す土壌をつくり、広がっていくと考えます。そして、その土壌から新たな質の高い景観が創出、抽出されていくと考えております。さらに、それらは、回り回って、さまざまな景観資源の中にまた蓄積されていくと考えております。また、質の高い景観の創出、抽出の方からの展開としまして、他の部局との連携が不可欠でございますが、シティプロモート事業に代表されるようなものの中で活かされることで、都市の魅力、地域の魅力の創出につなげていくことも目的の一つであると考えております。

このようなプロセスに基づきまして、認識を高める制度としての都市景観賞の見直しに伴う新たな普及啓発事業、あるいは景観重要建造物等の評価と指定制度について、今後の

方向性と概要につきまして説明したいと思います。

続きまして、資料の3ページ目の都市景観賞の見直しに伴う新たな普及啓発事業の概要案につきまして説明いたします。

新たな事業に必要となる仕掛けとしまして、3点上げさせていただきます。

1点目は、地域から選ばれ、地域に戻っていくプロセスでございます。

内容としましては、応募への興味をまちづくりにつなげていく、景観と物語（エピソード）などを組み合わせて考えていく、背景となる歴史、風習、地域活動等にもスポットを当てていく、住民自身による景観の発掘、発見を促していく、このような事柄を意識して、地域につなげるプロセスを考えていきたいと思っております。

次に、景観まちづくりツールへの出力を前提とした評価方法でございます。

地域で活用してもらうため、景観まちづくりツールというものをアウトプットとして想定してございますが、このツール群への情報集積を前提としまして、応募されたものに対して地域特性や歴史背景の活かし方などの設計プロセスや、周辺景観との連携、地域への溶け込み度などを評価の対象としていくことを考えてございます。

次に、3点目は、親しみやすく、参加しやすい募集・選定方法でございます。

募集の間口はなるべく広くし、対象がイメージしやすいように複数の部門を設けることを考えてございます。また、内容がイメージしやすい名称やまちあるき会などの関連イベントの開催などにより、参加者の興味を引き出していきたいと思っております。また、気軽に応募できる仕掛けとして、携帯電話からの応募や匿名での応募も受け付けるなど、さまざまな手法を取り入れたいと考えてございます。また、応募や選出過程でも地域の声を取り入れていけるような仕組みについて考えていきたいと思っております。

以上、新たな普及啓発事業において必要な仕掛けを大きく三つ上げさせていただきましたが、これらを踏まえまして、今までのような景観の表彰制度から、質の高い景観が地域の中から選び出されるような景観の選出事業へと転換していく必要があると考えております。また、そのような観点から、戦略的、誘導的な制度設計をしていく必要があり、具体的な部分については、今後、さらに作業を進めていく必要があると考えてございます。特に、今後の課題としましては、市民が選ぶための選考プロセスの構築が必要だというご意見もいただいております。これは、市民の選考する目を育てることで土壌づくりにつながっていくこともございますので、ぜひ、有効な仕組みを考えていきたいと思っております。

続きまして、景観重要建造物等の評価、指定についてご説明いたします。

これも、さまざまな景観資源のうち、歴史的建造物は、何もしなければなくなってしまう景観資源であることから、景観重要建造物等の指定制度により指定をしてきているところでございます。従来は、調査資料から所有者の同意を得たものを指定しておりましたが、景観まちづくりを進める観点から、優先順位を定めながら、戦略的、誘導的な指定に方向性をシフトしていきたいと考えております。

ここでは、評価、指定上の分類としまして二つの視点を上げてございます。

一つは、地域との関連性として、歴史的建造物等の公開性、あるいは敷地内の緑のボリューム等から得られる雰囲気などから、まちづくりに活用する貢献度の高さが見えてくるのではないかとという考えです。もう一つは、まちづくりとの連携として、地域の資源として指定し、再利用、動態保存を働きかけることで人の動きをつくり出し、単体の点としての保存ではなく、それを結ぶ線あるいは面、エリアとしてまちづくりに弾みをつけていくことも考えるものであります。

特に、重点的に考えられるエリアとしまして、都心まちづくり戦略の重点地区でもある創成川以東地区については、昔の官製工場群の市街地でもあり、地域の歴史を伝える建造物等が相当数蓄積されていることから、指定を進めていくエリアとしての優先度は高いのではないかと考えてございます。そのほかにも、歴史的建造物等が比較的多く蓄積している幾つかの地区を掲げてございますが、これらの地区についても、戦略的な指定によって地域まちづくりのきっかけになるのではないかと考えてございます。また、現在、既往資料により把握しているほかに、地域における大切な資源として保存運動等が起きた場合にも、それと連動して対応することも考えてございます。

以上、景観の認識を高める二つの制度について、今後の方向性の案としてこのような考えで進めたいと思います。

次に、この制度からのアウトプットということで、景観資源を活用するための道具として景観まちづくりツールというものを考えてございますので、そちらの説明に移りたいと思います。

資料の4ページ目をごらんください。

景観まちづくりの概要について説明いたします。

これは、景観資源を景観まちづくりの中で活用するために、「つくる」「まなぶ」「つかう」という切り口で編集したツールでございます。

「つくる・景観（まちなみ）デザインツール」は、主に、景観まちづくりにおける実務者による活用を想定しております。札幌らしい景観デザインのための作法書や成功例のケースストック、設計図のコンセプトワークや設計プロセス、設計手法そのものについてのガイドブック、景観デザインで使えるようなシミュレーションツールとして、プレゼン用のパースなどに使える素材集　これは、札幌ゆかりの仕上げ材や樹木などの画像データを使ったデータ集を想定しております。また、景観重要建造物等の指定をしたものの周辺におけるまちづくりへの活用も考えていきたいと思っております。

次に、「まなぶ・景観（まちなみ）学習ツール」ですが、これは、地域の中のさまざまな場において景観を学ぶためのツールとして考えてございます。景観について楽しみながら学べるテキストブックや、景観の楽しみ方やビューポイントの解説などを盛り込んだ指南書、まちなみかるたやカードゲームなど、ゲーム感覚で遊びながら景観のことを学べたり、興味を引き出していくようなものや、まとまった時間がとれない人でも自主的に学べるプログラムツールなども考えてございます。また、景観重要建造物等を地域の成り立ち

を学ぶ材料として紹介していったり、潜在的な歴史的建造物の発見につながるような調査ツールのようなものも考えてございます。

次に、「つかう・景観（まちなみ）資源データベース」は、景観資源を知的財産ととらえ、あらゆるメディアで活用できるデータ集として活用、蓄積していくものでございます。例えば、地域タウン誌、観光マップ等への景観情報の掲載による地域活性化や、生活景をストーリーとともにホームページ等で発信し、景観への興味や愛着を引き出していくことも考えてございます。また、「つくる」のツールと連動したデザイン素材集や、景観重要建造物等の景観写真集や動画集などをさまざまな形で発信していくことも考えてございます。また、歴史的建造物を紹介する冊子をまち歩きや観光に活用していったり、地域コミュニティの活動の拠点として活用していくことも想定しております。また、このような景観まちづくりツールは、普及啓発ツールとしてもさまざまな可能性があると考えてございます。

これらを踏まえまして、今後の景観まちづくりに向けた課題としましては、情報発信の対象を明確にすること、また、それに応じた展開方法も明確にしていく必要があると考えております。また、地域の中にあって景観まちづくりを実践していくマインドと行動力のある担い手をどのように育てていくかについても課題としてあると思います。そして、それらをにらみながら制度設計をしていく必要があると考えております。

以上、景観資源の活用とその認識を高める制度、そこからのアウトプットとしての景観まちづくりツールについて、景観まちづくりに至るプロセスと概要案の説明をさせていただきました。本議題におけます今後の方向性の確認とあわせてご審議いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

小林会長 ありがとうございます。

内容を吟味していただきたいのですが、一言で言うと、これまでの都市景観審議会と絡んで存在していた景観賞というのは、どちらかという公という立場の、市民あるいは民間の行為や活動を表彰しますという比較的古いタイプのものでありました。建造物についても、ある水準でこれは認定しますよという、そういうシナリオというか、姿勢がありました。しかし、景観まちづくりというのは、いろいろな水準を共有化しなければいけないのですが、そういうものを市民の方と一緒にやりながら発掘していったり、価値を認め合って、市民共通の、これからのまちをつかっていったり、維持をしていったりするときのまちづくりのある意味でのコンセンサス、市民の文化と言ったらいいのか、そういうものになっていくような方向で、景観賞あるいは景観重要建造物を考えていく必要があるのではないかと。それは行政がやることの一部ですので、行政としては、それをツールという言い方をしていますが、市民の人たちと共有できる道具に置きかえていくということをやりたい。それをスパイラルにしていったり、時間をかけて、札幌全体の景観資源を活用していくときのある意味での市民の水準や目標を少しずつ上げていくことができないだろうか、そういうようなことがこの部会で議論されて、結果、こうなったというふうに私は理解して

いるつもりです。

細かいこともあるかと思いますが、部会のメンバーの方で、今の伊藤係長のご説明に加えて、この辺を注意して吟味しましたというようなことを補足としていただければ、議論のスタートになると思うのですが、坂井委員、いかがですか。

坂井委員 部会に参加させていただいて出た意見がちゃんと反映されていると思います。

全部について言う時間はないので、例えば、最後のページの景観まちづくりツールに関しては、部会の中では、ガイドブックのような、「ブック」という言葉が多かったように思いますけれども、そもそも札幌市の方はそういったガイド書とかをつくるのが非常にお上手なので、ブックというよりは、ツールとして皆さんでそれを供用して、2ページにあるようなスパイラルを持続可能に続けていくということが大事なのではないかというふうにご提言して、それが反映されているのかなと思いますので、私から特につけ加えることはございません。

小林会長 中田委員、いかがでしょうか。

中田委員 この間の部会での話を受けて、坂井委員が今おっしゃったように、反映されていると思います。特に、最後の課題の中で、「つくる」「まなぶ」「つかう」はどこを対象にするのか、子どもなのか、あるいは専門家なのかということを確認しようという議論はかなりあったと思います。その部分をターゲットにすることによって具体的な方策が出てくるとしますので、それに向けてどういうふうに取り組んでいくかということが課題なのかなと思っております。

小林会長 斉藤委員、那須委員、補足のコメントがあればお願いします。

斉藤委員 補足はありません。部会での議論がきちんとまとめられていると思います。このアウトプットとしてのツールを何種類かというご提案を事務局からいただいたときに、確か2回目だったと思いますが、それがどんなところでだれに向かって使われるのかという部分がないと、ツールだけができてそれで終わりになってしまうという意見が坂井委員からあったと思います。その辺が若干は盛り込まれていますが、今後、この辺をもっと具体的に考えていく必要があると思います。

また、景観賞のことでいきますと、3ページ目に選考プロセスの構築が必要とありますが、これは、必要であると同時に、大変難しいのではないかと思います。今までの景観賞の選び方とは違う視点で、違うソフトも絡めながら、地域とやりとりをしながらこういったものを選んで育てていこうということですので、今後、この辺が私たち委員として知恵を出していかなければいけないところだと思います。

小林会長 那須委員はいかがですか。

那須委員 今、3名の委員からありましたお話とほぼ同じですが、加えまして、今、斉藤委員がおっしゃいましたように、プロセスの部分が3ページ目に書かれていますけれども、それがその後の4ページ目のツールとリンクしてくると。3ページ目の上の段に「地域から選ばれ、地域に戻っていくプロセス」とありますが、この地域とはどの範囲なのか

ということの吟味は私たち委員として考えなければいけないと思います。その上で、札幌市全域なのか、あるいは、まちづくりセンターレベルなのか、そういった地域の部分で選考プロセスの構築を考えたりというアイデアを出していかなければいけないと思います。

小林会長 角委員、いかがですか。

角委員 すみません、私は、部会を結構休んでいました。

一つだけ気になったのは、例えば、3ページ目に歴史的建造物等と書いてあります。札幌市では、今、景観資産という言葉で呼んでいて、建物プラス緑も入っていますが、今日の説明の中に、せっかく決めている景観資産という言葉が一言も出てきていないのです。この辺は、市民に啓発ということがあるのであれば、やはり積極的に使われた方がいいかなということが気になりました。

このシステムやプロセスについては、特に異論はございません。

小林会長 今の話は、3回目のときに議論しました。角委員がいらっしゃらなかったのですが、景観資産というのは、ここで言う景観資源の部分集合として位置づけようということです。ですから、景観資源対景観資産というものがあるのではなくて、内包する概念だと。ですから、一番最初にピクトで幾つか出てきましたが、あの中に書かれている幾つかが景観資産だというふうに理解して議論してきました。

これから条例をどういうふうに扱うかという話、それはツールの話にもなるので、そのときに、条例の改正か、見直しか、補追か、わかりませんが、そういう中で今の議論は当然なされていくと思います。

角委員 わかりました。

多分、都市景観重要建築物という札幌市の名称があって、景観法ができて、景観重要建築物と非常に間違えやすいということで、相当すったもんだして景観資産という言葉にあえて変えたという背景があるものですからね。もちろん、これからまたいろいろあると思うのですが、歴史的建造物等という言葉が何となくちょっと気になっただけです。

小林会長 という部会のメンバーのお考え、あるいは補足のご意見をいただきながら、この審議会のメンバーの皆さんのご意見をいただければと思います。

どなたからでも結構です。

八木委員、どうぞ。

八木委員 どのようなことを……。ちょっと難しくなってまいりまして、すみません。

小林会長 ここの部分はよくわからなかったということでも結構です。これは市民にわかりやすく説明しなければいけないので、そういうことも前提に、この辺はもうちょっと噛み砕いて説明したり、内容を加えていかなければだめですよということでも結構です。

八木委員 わかりました。では、僭越ながら、申し上げます。

昨年、私は、雑誌を幾つか編集していたのですが、まず、緑に関しましては、梅木委員というプロフェッショナルの方にも協力いただいている「My L o F E」というガーデニング雑誌がありまして、それに関わると、庭が大好きな市民の皆さん、緑の好きな皆さん

の意識は非常に高く、また、実は、札幌は緑が多いまちなのだということがすごくよくわかるのです。しかし、それが一般の方にどれほど浸透されているのかという疑問があります。

それとプラスして、歴史的ということについても同様で、昨年、タウン誌「poroco」で人気のカフェ特集の編集をしますと、リノベーションカフェが非常にふえています。平たく言うと、歴史的建造物とまで認められていないにしても、質屋とか、町工場とか、名もないところの歴史にも少しノスタルジックなものを感じて、しかも、若い方々が自分たちでリノベーションをして、リフォームをして、楽しんでいらっしゃるという傾向が去年は非常に強かったように思います。その傾向で、こちらの方も「北海道生活」という全国誌で、札幌、小樽、函館のリノベーションカフェを特集しましたところ、非常に好評でした。確かに、札幌では、緑がない、歴史がないというふうに一般的によく言われていますが、昨年1年間、この審議会にかかわらせていただいたことで、緑がある、歴史があるということは何でもないことのレベルからでも一般的に啓蒙する方法は、これからも努力していかなければいけないと、メディアをやっている立場から感じております。

こちらの資料からすると、何かパンフレットをつくればいいというだけではないと思いますので、市民と一緒に発掘していこうとか、そういった共有できるツールをやっていこうとか、携帯を使っているいろいろなまちで見つけたすてきな風景を申し込んでもらうとか、自分のつくった庭がすてきだとか、こんなすてきなところを見つけたとか、市民から自由に出してもらうのもいいと思います。また、今はスマートフォンもどんどん出てきて、ちょっと前だと機械がわからないということがありましたが、今は中高年の方でも非常に使いやすくなってきていると思いますし、この秋ぐらいからスマートフォン事情も結構変わってくる中で、市民の人たちがたくさん発見していきながら、それをここにいらっしゃる方々がプロフェッショナルな見地からきちんと整理をしてあげて、それをまた市民の皆さんにフィードバックしてあげられるようなものになればいいなと感じました。

小林会長 ありがとうございます。

札幌のライフスタイルを楽しむとか、札幌というまちの中でプライドを持って生活しているときに、身近に感じる豊かさみたいなものも含めながら、景観まちづくりということ、言葉も含めて、内容も含めて、市民と共有するというふうに考えるべきではないかと私は理解しています。それを、行政が出すパンフレット等ばかりではなくて、もっといろいろなメディアを使いながら、ツールも開発しながら、一つの道具ではなくて、たくさんの道具でそれを共有していく方法を編み出しませんかということだと理解しました。

「poroco」の方もサポートしていただければと思います。

八木委員 頑張ります。

小林会長 梅木委員の名前が出てきましたけれども、いかがですか。

梅木委員 委員になりましたから、全然出られなくて、2年目の今日が初めてになりますが、このムードになかなかなれられずにいます。

質問ですけれども、今、パワーポイントで説明された内容は、平たく言うと、ちょっと固かった景観というものを、もっと市民に戻して、活用して、もっともっと市民レベルで広めていこうというお話をしているのでしょうか。

小林会長　そうです。

誤解があるかもしれませんが、もっとわかりやすく言うと、今まで、景観というと、いい建築とか、古い建築とか、古い価値がある建築とか、立派な木とか、そういうものを札幌の中で見つけて、それを市民の財産として大事にしていきましようということやってきたところが多かったのです。あとは、色がありますね。札幌のカラーはどうだろうか。しかし、もっと身近に生活している中で、その地域の人たち、あるいは札幌の人たちが親しんできて、これは札幌らしい、あるいは札幌でしか見つけられない生活を支えてきた、そんなものも含めて、札幌という場の価値を支えているものとして景観資源ということを言いませんか、そして、まちづくりというものとうまく結びつけながら考えていきませんか、そういうものがベースになっています。

梅木委員　小林会長のお話はよくわかりました。このお話をかみ砕くと、そういうことなのですね。私は、緑の仕事をしています。私は、この中で唯一、札幌市民ではないかもしれませんが、札幌市の近くに住んでいる方で、半分は自分のまちだというふうに思っている人はすごく多いと思います。まちの中を車で走ることが多いのですが、やはり、厚い緑があるところは、ちょっとスピードを緩めて見たい、車を降りて写真を撮りたいという感じになります。そこに、先ほど会長がおっしゃったように、市民の手の届くような、そして簡単に自分たちで自分のスタイルにできるような、それがまたいい感じになるようなものがあると、景観というものがそこから広がっていつつ繋がっていくのだろうと思います。

ただ、それを市民に広げるという意味では、お役所のつくったパンフレットは、はっきり言って使いづらいものが多いような感じがします。ですから、「poroco」とか、「北海道生活」とか、いろいろな雑誌みたいなものの方がすばっと入ってくるような感じがします。状況は刻々と変化しますし、去年と今年は違うということもあるので、一回作って終わりではなくて、もっと発信の仕方を変えていかなければいけないと思います。ある程度の年齢の人は大丈夫かもしれませんが、若い人たちは、昨日と今日は違うと思っている人もいると思うので、今日の情報、明日の情報というふうになるかと思っています。ですから、発信の仕方は、いろいろなスタイルで、手をかえ、品をかえ、やっていくのがいいのかなと思っています。

小林会長　ありがとうございます。

かなり早いスピードで成長させていかなければいけないというふうに理解しました。

濱田副会長、いかがですか。

濱田副会長　基本的な方向としては賛成です。

と言いながら、2点ほど感じることがあります。

一つは、全体のトーンとして、これからつくるものとか、価値のあるものをどうしていくかという議論があるのですが、景観という立場から言うと、マイナスの部分とか、阻害要素、要因などをなくしていく引き算の部分ですね。隠したり、なくしたり、変えたり、直したり、そのあたりのことがこの資料だと弱い感じがしました。

ちょっと皮肉みたいな感じですけども、今回、創成川公園ができて、安田侃さんの彫刻があって、写真を撮ると、夜景だと何とかなるのですが、昼間だと、これがないとかならないと思うものが多々あって、それを今後どうしていくのだろう、ひょっとしたら、安田侃さんはその警鐘のために作品を置いたのかなと思うぐらい、気になる部分があるのです。それに関する引き算のツールももう少し入れていただければありがたいと思ったということが一つです。

もう一つは、先ほどの議論の中でも若干出たのですが、非常に価値の高いもの以外に、もっと身近なもので札幌らしい質を持っているものがたくさんあります。先ほど八木委員のおっしゃったりノベーションカフェの大半は、お金のない若者達が小さな「しもた屋」に自分達で手を入れて、といった現実的な動きの中で発生しているものが多く、そういう中に可能性が結構見えているのです。ですから、もう少しごく当たり前の、ごく普通のものでいいですね。以前はごく当たり前に札幌にあったけれども、いつの間にかどんどんなくなってきているものや、小林会長のおっしゃった営みの部分でも、昔はこういうことをやっていたけれども、今はやらなくなったねというものを復活させていく、そのようなこともツールの中に取り入れられないかと感じました。

最後に、このようなことの市民周知の面で大事なこととして、市として、あるいは、都市景観審議会として議論されていることが市民にどれだけ伝わっていくかということが気になっています。梅木委員、八木委員のおっしゃったつなぐ部分や伝える部分のツールは、お二人にもかなり言っていただきましたが、先ほどの説明にあるようなものよりもう少しかみ砕いたところで、いろいろな年齢層、特に、景観に関心の高い人ではなくて、景観とは何だろう？ぐらいのレベルの方がきっかけとして入ってこられるような仕組みができないものかと思っています。

その中で少し感じたことは、検討の結果を市民に丹念に伝えるということは情報公開でよくやられるのですが、プロセスの開示というのは、なかなか用心深くて、やられませんね。ニセコ町のホームページの中に、U S T R E A Mでこういう議論が生で出ていて、アクセスすると誰でも見ることができるというものがあっていて、その緊張感とかライブ感、一般の方にも大変関心深く見ていただいているようで、委員に対する反応もあったり、委員自身もちょっと違う感覚で参画したり、おもしろい効果も出ています。これからのあり方としては、委員会の審議そのものはなかなか難しいと思いますが、選考過程のプロセスの中では、市民主体でやっていくということであれば、オープンにすることに対するバリアは少ないと思うので、幾分かでもその辺を取り入れていただくと良いのではないかと思います。

小林会長 最初の方におっしゃられたことは、なかなか難しいのです。今は、景観行政の中の議論で主にこういう中身になっているのですが、まちづくり行政みたいなものと絡めてどうするのかということと、だれがやるのかということをおわせて、例えば創成川周辺のことなどを考えていかなければいけないのです。ですから、何かのスタンダードで広告物違反ですとか、よくないですねということだけではいけないので、その辺をどうするのかということはこれから大きな問題になると思います。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、概念として、景観資源ということ札幌市なりにもう少し明確にしたり、膨らませたりしなければいけないと思いますが、そこを大事なコンセプトにしながら、景観行政とまちづくり行政を景観資源ということで展開していきませんかということ。それから、それを具体的に進めていくために、例えば、景観賞の選定、あるいは歴史的建造物についての利用等々も含めて、少し戦略的あるいは誘導的な方法を札幌市として考えていきたいという内容のご説明と皆様のご指摘だったと理解しました。また、いわゆる大文字で言う景観ではなくて、もうちょっと生活に密着した、あるいは、札幌らしいライフスタイルを支える平仮名の景観資源を少し意識しながら、選んでいったり、みんな共通の目標にしませんかということであったと思います。

そのようなことをこれからの大きな柱にしていくというご説明でしたけれども、今の段階ではこれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

小林会長 それでは、最初の議題をここで終わらせていただいて、2番目の議題に入る前に休憩をするのですね。

事務局(小島地域計画課長) 会議場もつくり変えなければいけませんので、ここで休憩に入らせていただきたいと思います。

目安として3時ぐらいには始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

[休 憩]

事務局(小島地域計画課長) それでは、おそろいでございますので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

これからは、札幌市都市計画審議会と札幌市屋外広告物審議会の合同審議となります。

私は、札幌市都市景観審議会の事務局を担当しております市民まちづくり局都市計画部地域計画課長の小島でございます。

まず、連絡事項ですが、都市景観審議会的那須委員と八木委員につきましては、議題1で途中退席されております。また、屋外広告物審議会の委員15名は全員おそろいでございます。両審議会の定足数を満たしておりますので、これから審議会を開催させていただきます。

きます。

それでは、審議に入る前に、両審議会の委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思
います。

まず、都市景観審議会委員からご紹介させていただきます。

札幌市都市景観審議会会長の小林英嗣委員です。

なお、小林会長は、屋外広告物審議会の会長も務めていただいております。

次に、梅木あゆみ委員です。

角幸博委員です。

川村弥恵子委員です。

工藤美智子委員です。

斉藤浩二委員です。

坂井文委員です。

中田隆博委員です。

濱田暁生委員です。

吉田和夫委員です。

続きまして、札幌市屋外広告物審議会の委員の皆様を、事務局より紹介させていただきます。

事務局（柳本道路管理課長） 建設局総務部道路管理課長の柳本と申します。どうぞよ
ろしくお願いいたします。

それでは、札幌市屋外広告物審議会の委員の皆様をご紹介させていただきます。

朝倉正人委員でございます。

飯塚優子委員です。

大萱昭芳委員です。

次に、北海道庁の6月の人事異動に伴いまして、16日付で新たに就任された委員をご
紹介させていただきます。

北海道建設部まちづくり局都市計画課長の上谷誠司委員です。

続きまして、菊嶋明廣委員です。

斉藤栄一委員です。

高久美也子委員です。

中井和子委員です。

中村昌彦委員です。

新田和子委員です。

林健嗣委員です。

深澤幸子委員です。

古谷美峰子委員です。

皆川俊邦委員です。

事務局（小島地域計画課長） 続きまして、札幌市都市景観審議会の事務局を担当いたします、市民まちづくり局都市計画部の関係職員を紹介させていただきます。

まず、伊藤都市景観係長です。

次に、遠藤景観まちづくり担当係長です。

以下、スタッフが出席しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、屋外広告物審議会の事務局の紹介をお願いいたします。

事務局（柳本道路管理課長） 札幌市屋外広告物審議会の事務局を担当いたします建設局総務部の関係職員をご紹介します。

木村総務部長でございます。

阿部屋外広告物担当係長です。

以下、スタッフが出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局（小島地域計画課長） それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

議題に係る説明資料につきましては事前に送付させていただいておりますが、資料をお持ちになられていない委員の方がおりましたら、事務局までお申し出ください。

それでは、都市景観審議会の委員の皆様には、先ほどお配りした資料と重複するものがございます。また、事前に送付させていただきました説明資料2でございますが、すべて差しかえでございますので、お手元の差しかえ資料をお使いください。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料を確認させていただきます。

配布資料1、会議次第、配布資料2、両審議会の委員名簿、両面印刷になっております。配布資料3、座席表、こちらも両面印刷でございます。そして、説明資料2、A3判でホチキス留めされているものです。説明資料3、A4判ホチキス留めのものがございます。説明資料3の補足資料としてA4判1枚物が用意されております。

以上でございますが、不足のものはございませんでしょうか。

それでは、早速、議事に入りますが、場内の写真撮影は、以後、ご遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。また、発言に当たりましては、マイクをお渡ししますので、議事録作成のためにマイクをご利用いただくようお願い申し上げます。

では、以降の議事進行につきましては、小林会長、よろしくお願いいたします。

小林会長 それでは、合同の審議は初めてだと思いますけれども、開催したいと思えます。よろしくお願いいたします。

これからも、景観行政にかかわる審議会と広告物行政にかかわる審議会を両方共通に考えてコンセンサスを得なければいけない場面もあろうかと思えます。毎回ではないですが、こういう形で進めることもあり得ると思えますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

今日の合同審議会の審議の内容は、札幌駅前通のことにに関してでございます。それについて、景観のサイドと広告のサイドのそれぞれからこういう方針を進めていきたいというご説明をしていただくことになろうかと思えます。

それでは、駅前地区に関して、景観の方からご説明が始まりますけれども、景観の審議会には、ここを検討する部会がございまして、そこで結構審議をしてきました。そういう経緯も含めまして、事務局から、これからどういうふう施策を展開していきたいかというお話があるかと思えます。

よろしく願いいたします。

事務局（遠藤景観まちづくり担当係長） 市民まちづくり局都市計画部景観まちづくり担当係長の遠藤でございます。

私から、議題2、事前説明案件の「札幌駅前通北街区に係る景観誘導について」のうちの景観計画重点区域の基準見直しについてご説明いたします。

当地区の見直しの説明に入らせていただく前に、景観法と、それに基づく札幌市景観計画について、簡単にご説明いたします。

スクリーンに表示しているのは景観計画の概要でございます。

景観法は、我が国初めての景観についての総合的な法律で、平成16年に制定されております。法の仕組みでございますが、景観行政団体は、景観計画を策定しまして、その中で設定いたします景観計画区域を定め、その区域内において建築物の届出などの緩やかな景観誘導を行うこととされております。

景観計画区域内では、景観上重要な建造物等の指定や、地域の自主ルールである協定を定めることができるなどの施策メニューが用意されてございます。また、景観計画の策定にかかわらず、こちらは市町村ということになりますが、都市計画に景観地区を定めまして、そちらの区域内では積極的な景観誘導を図ることができる仕組みも用意されております。景観計画のほかに、市民や事業者との協働による景観形成を推進するための組織づくりの枠組みなどが用意されております。今回は、この景観計画区域内の一部についての変更でございます。

景観法に基づき札幌市が定めました景観計画の概要についてご説明いたします。

札幌市の景観計画は、6章から構成されております。

まず、第1章では、景観計画の区域を定めております。右側の一番上に書いておりますけれども、市全域が景観計画区域と定められております。下段につきましては、市全域のほかに、地区の特性を踏まえまして、特に良好な景観の形成を図るべき区域として、都心の4地区を景観計画重点区域と定めております。

第2章では、良好な景観の形成に関する方針を定めてございます。一般的な景観計画区域では、都心、拠点、高度利用住宅地、一般住宅地など、市街地を7区分に分けまして、それぞれ市街地区分の特性に応じて方針を定めております。下段の方は、景観計画重点区域でございます。景観計画重点区域4地区それぞれで地域の特性に応じて方針を定めております。

第3章では、良好な景観形成のための行為の制限、いわゆる景観形成基準を定めてございます。一般的な景観計画区域では、地形や水辺などの自然環境を活かすとか、歴史的な

まちの遺構を活かし質を高めるという項目で行為の制限を定めております。それから、景観計画重点区域では、それぞれの地区の特性に応じながら、建築物の位置とか、敷地の共同化、外観デザインといった項目について制限を定めてございます。

第4章では、景観重要建造物等の指定方針を定めております。景観重要建造物、景観重要樹木、それから、札幌市独自に札幌景観資産というものがございますけれども、例をご説明しますと、景観重要建造物の指定方針につきましては、歴史や文化など地域の景観を特徴づけている建造物、市民、観光客に親しまれている建造物などを指定の考え方としてございます。

第5章から第7章では、法により定めなければならない事項ではなく、本市の任意で定めている事項でございます。第5章では屋外広告物条例との連携、第6章では関係する施策との連携、第7章では市民、企業等との協働について記述してございます。

ここから、札幌駅前通北街区地区の基準見直しについてご説明いたします。

まず、地区の現況等についてご説明いたします。

札幌駅前通北街区地区は、札幌市の玄関口であるJR札幌駅から大通までの区間で、青色で表示してある区域でございます。また、関連する札幌駅前通北街区地区計画の区域について、赤の点線で表示してございます。北側には、ほかの重点区域である札幌駅南口地区、北口地区、南側には大通地区がございます。それから、南側には大通公園、西側には道庁、そこから続く北3条通、東側には創成川通がございます。この3月には札幌駅前通地下歩行空間が、4月には創成川公園がそれぞれ供用開始しておりまして、地区の周辺における景観的環境がより豊かなものとなっております。

続きまして、札幌駅前通の位置付けでございます。

札幌駅前通は、平成14年に策定しました都心まちづくり計画におきまして、都心まちづくりを展開する際のよりどころとなる骨格軸のうち、にぎわいの軸と位置付けてございます。このにぎわいの軸は、札幌の目抜き通りとしてのにぎわい、多様性、美しさの創出、都心の楽しさを味わいながら歩くことができる、ストーリー性のある通りの形成ということが述べられてございます。

それから、この地区の目標実現のための取組みとして、主要な結節点の特徴づけとしまして、滞留機能の確保、四辻の統一性のある空間演出、公共的空間の確保など、それから、建物低層部の更新によるにぎわいを創出する機能の確保、軸性を演出する景観の形成を掲げてございます。また、平成17年に策定しました緑を感じる都心の街並み形成計画の中では、この通りにつきまして、地上と地下それぞれの魅力が相まって、にぎわいを創出するメインストリートへ誘導するとしてございます。

続きまして、今回の変更に至った経緯についてご説明いたします。

札幌駅前通北街区地区は、平成4年に景観形成地区として景観誘導に取組み始めてございます。このうち、景観計画ができて、平成20年度に景観計画重点区域という呼び名に移行しております。その後10年を経過しまして、平成14年に札幌駅前通地下歩行

空間の都市計画決定がされております。この都市計画決定によりまして、地下歩行空間の整備や地上部の再整備が明らかになり、平成17年10月に、地域の関係権利者が中心となりまして、札幌駅前通協議会が発足されております。当初は、地下歩行空間の整備、地上部の再整備に関して、札幌市と意見交換をする場でしたが、その後、平成18年、19年にかけて、沿道の街並みづくりの目標像の検討が行われてございます。でございます。平成20年には、この街並みづくりの目標像を都市計画により誘導する地区計画が提案され、20年度内に都市計画決定を終えております。補足ですけれども、この地区計画は、これだけまとまった区域の中で、提案によって都市計画が決定されている例はなかなかなく、この地区が初めてであろうと思います。それから、地区計画の都市計画決定に引き続きまして、平成21年度、22年度にかけて景観の基準の見直しに取り組んでまいりました。

続きまして、平成18年に札幌駅前通協議会がまとめました街並みづくりの目標像との関係についてご説明いたします。

左側が、駅前通協議会がまとめました街並みづくりの目標像でございます。幾つか、まちづくりルールとして掲げた項目ごとに、実現すべき事項が示されております。これらのうち、平成20年度に都市計画決定した地区計画により誘導する事項と、それから、今回の基準見直し及び屋外広告物条例により規制誘導を図る事項とがあり、この三つがそろって地域のまちづくり目標を実現していくこととなります。

続きまして、具体的な変更案の内容についてご説明いたします。

まず一つ目は、区域の変更でございます。現在の札幌駅前通北街区地区の区域は大通から北4条線までとなっております。北4条線から北5条手稲通の区間につきましては札幌駅南口地区となっております。しかしながら、札幌駅前通としての一体性、それから、地区計画の区域との整合を図る意味で、今回の見直しに伴いまして、北5条手稲通までを札幌駅前通北街区地区の区域に編入するものでございます。

次に、景観計画に定めます方針と行為の制限の構成の変更についてご説明いたします。

現在の構成ですと、方針として、目標とするまち並みの姿を4カ条の箇条書きとしております。行為の制限は、建築物の部位別基準となっております。実際に運用をしていく中で、それぞれの建物等の部位別基準を守っていれば、4項目の目標としているまち並みの姿に貢献するかどうかという点がわかりづらいことが課題としてございました。そこで、目指すべきまちの姿と行為の制限との関係性をわかりやすく体系づけていく必要があると考えてございます。今回の見直しでは、このために、方針につきましては、街並みの目標像を示すほかに、目標像の実現のために個別の建築物等がどうあるべきかを示す建築物等の整備の指針を設ける案としてございます。行為の制限につきましては、それぞれの建築物等の整備の指針を受けて具体の項目を示す案としてございます。

方針として書き込みます街並みの目標像、建築物等の整備の指針と行為の制限について、そのポイントとなるところでご説明いたします。

まず、目標像1です。「都市形成の歴史を生かした統一感のあるまち並み」、指針につきましては、1-1「札幌駅前通の景観特性に配慮する」という内容でございます。こちらは、駅前通のデザインコードについて記述したものでございます。

一つ目は、ゆとりある幅員と3列並木をとということでございます。都心の格子状の街路の中でも、札幌駅前通は36メートルとゆとりのある幅がありまして、さらに3列の並木を擁していることが特徴でございます。それから、景観特性でございますけれども、通りの幅36メートルに対して沿道は31メートルぐらいの高さの建物が並んでおり、きれいな壁面線のそろった通りでビスタが形成されております。ビスタが効いている通りは、強い印象を与えます一方で、単調になりがちになるところがあるのですけれども、この通りにつきましては、道庁赤レンガをアイストップとしたイチョウ並木、北3条通をはじめとしまして、一定間隔で道路の交差点があることによりまして視界が開けて景観の変化が味わえる通りとなっております。

そういった特徴を踏まえまして、実際の行為の制限でございます。

まず一つ目は、中高層部の壁面位置の連続性に配慮するというものでございます。低層部につきましては、地区計画では、壁面後退に応じて容積率などの緩和がございしますが、低層部より上の中高層部につきましては、壁面を連続させることによって、いわゆるストリートウォールというものを形成していこうということでございます。

行為の制限の二つ目は、辻の空間の演出の仕方についてでございます。

街区の角に位置する建築物につきましては、角に面する部分を、両方に正面を設けるとか、小広場を設けるといったことで、辻空間を演出していきましょうという内容でございます。

次に、同じ目標像の指針1-2の「落ちつきのある色彩計画により、周囲との調和に配慮する」という内容でございます。こちらは、色彩等の特性について記述したものでございます。

まず、この通りは、現在、落ちついた色彩の建物からなる通りで、さらに、道庁赤レンガを意識した素材や色を使っているものも見られます。また、先ほどご説明しました通りと建物高さのバランスを今後も活かしていきましょうということを記述してございます。

そこで、行為の制限としましては、景観70色をベースとしながら近似色を使用することを可能とすることを明記しているほか、色を調節しない素材につきましては70色にこだわらなくても構いませんということを明記してございます。

二つ目の基準では、定性的な表現にはなりますけれども、濃い色につきまして大面積で使用することですとか、イメージ図にありますような多くの色を使うことを抑制しているものでございます。

続きまして、目標像2の「歩いて楽しいにぎわいを感じるまち並み」、指針2-1、「低層部は連続したにぎわいが感じられるよう配慮する」という内容でございます。

こちらは、専ら、建物そのものの低層部についての項目でございます。歩行者の目線に

触れる低層部の表情が重要な要素であることを示した上で、地区計画によって誘導していきますにぎわい用途を、閉鎖的とならないよう、開放的に演出していきましょうということを一つ掲げてございます。それから、にぎわい用途ではない業務系の施設の場合も、3時にシャッターがおりるようなものとしないう演出をしていきましょうということを求めています。それから、もう一つの要素としまして、道路空間内で地下歩行空間のスルーホール、こちらは夜間に行燈のような明かりになるわけですがけれども、また、冬期間のイルミネーションなど、時間帯を問わず楽しく歩ける環境が駅前通には整っていることを示してございます。

行為の制限としましては、低層部の分節化と意匠的な表情づくりをしていきましょうということ、それから、にぎわい用途の場合には開放的に、業務系用途の場合はショーウインドウ等による演出とするなど、低層部の機能に応じて工夫をすることを定めております。それから、夜間景観につきましても、ショーウインドウからの光や壁面とか敷地内の照明を活用した夜間景観の演出の努力を求めています。また、にぎわいを阻害する駐車場出入口の制限も行っています。

目標像3、「様々な活用による新たな都市文化を感じるまち並み」、指針3-1、「オープンスペースを活用し、さまざまな活動が行われるよう配慮する」という内容は、建物と道路との中間領域を確保しまして活動を促進することについての項目でございます。都市の魅力とは、建物などの物的な美しさだけではなくて、様々な活動による時間消費ができることを解説しております。

ここから来る行為の制限としまして、活用目的としてイベントやオープンカフェなど、にぎわい、憩いの場として活用されるようにオープンカフェの確保に努めることを示してございます。そのほか、場を用意するだけではなくて、活用されるように、植栽などによる緑とか、休息施設、販売ワゴンなどによる演出の努力を求めています。それから、そのしつらえとして段差を設けないよう求めています。

目標像4、「メインストリートとして品格のある街並み」、指針4-1、「品格ある街並み形成のため、質の高い形態意匠とするよう配慮する」という内容は、建物等の意匠の質そのものについての項目でございます。

まず、メインストリートとしての景観上の重要性から意匠の質を高めることを記述してございます。

それから、行為の制限としまして、例えば昔のヨーロッパの様式を用いるなど、単体としてはデザインされていても、まちに落とし込んだときには異質になるようなものや、イミテーションのようなものを制限しております。

それから、指針4-2、「広告物は、まち並みの品格を損なわないよう掲出方法に配慮する」という内容でございます。

こちらは、屋外広告物条例では規制を受けない屋内の広告物についての項目でございます。広告物は、案内誘導機能とか、にぎわい演出に寄与するものである一方で、やり過ぎ

ると乱雑になるということを述べておりました、ショーウィンドウを設ける場合のディスプレイの質を高めたり、窓の内側からの広告物を制限してございます。

指針4-3、「無機質になりがちな付帯設備等は、形態意匠や位置等に配慮する」という内容でございます。こちらは、建物の屋外設備や敷地内に設置される自動販売機など、細かな景観阻害要素についての項目でございます。設備関係は、建物に不可欠でございますけれども、露出すると無機質な印象を与えること、自動販売機等も設置しますと乱雑になりがちであることを述べまして、塔屋、屋上設備等は道路から見えない位置を原則としつつ、建物レイアウト上やむを得ない場合などは目隠しをするよう求めているものでございます。それから、自動販売機等につきましては、駅前通、駅前広場に面して設けないこととしてございます。

最後に、指針4-4、「景観の維持管理に努める」という内容は、建物等の整備時だけではなくて、それ以降のメンテナンスについての項目でございます。建築物や敷地内の植栽等の管理、また、建築物の除却後の更地が荒廃した印象を与えないよう、メンテナンスが重要であることを述べまして、土地所有者等によるメンテナンスの努力を求めるものでございます。

基準見直しの内容については以上でございますが、最後に、今後の予定についてご説明いたします。

本日6月20日の事前説明の後、9月5日に予定されております都市計画審議会においても事前説明を行う予定となっております。その後、地元説明会を行いまして、引き続き、案を公表し、意見募集を行う予定でございます。そこで得られた意見を集約しまして、10月中旬ごろ、改めて都市景観審議会でご意見を伺い、その後、11月7日に予定されております都市計画審議会においてもご意見を伺う予定となっております。

これらの手続を経まして、施行は12月1日を予定してございます。

以上で、事前説明案件、「札幌駅前通北街区に係る景観誘導について」のうち、景観計画重点区域の基準見直しについての説明を終わらせていただきます。

小林会長 ありがとうございます。

一遍にたくさんのご説明がありましたのでわかりにくいかもしれませんが、資料2の2ページ目の、これまでの景観計画、つまり、下半分の白黒のところ、これまでの考え方と、改正に伴ってどういうことを注意してわかりやすくしたのかということを書いております。それは、今、スライドでは個々にありましたが、3ページ目のA3判の縦使いの資料を見ていただくと、良好な景観に関する方針が具体的に細かく存在しており、それに対応して、駅前通の北街区ではこういう具体的な行為について制限するという一方で、非常に抽象的な方針から具体的な景観形成に関する整備の指針というワンクッションを入れて、行為の制限をこういうふうにしたと。そこが、今までの考え方を少し成長させたということだと思うのです。それで、何枚目かのスライドでありましたけれども、その中で景観を担保していく一つの重要な要素として広告物があるので、広告物についても、今の計画案

の変更と絡めてぜひご検討していただきたいという趣旨だと思います。なかなかうまく説明できませんでしたが、スライドは非常にわかりやすい内容だったと思います。

広告の審議会のメンバーから伺った方がいいかと思いますが、大萱委員は、今、この話を伺って、どんなふうに理解されましたか。

大萱委員 低層部、中層部、高層部という言葉がありましたが、低層部は広がりを持ったという歩行者の目線だと思います。屋外広告物の方では、3階までを低層部と言っているのですが、具体的な低層、中層、高層の階数や高さは何かあるのでしょうか。そこがバッティングしていくかもしれませんね。

事務局（遠藤景観まちづくり担当係長） 事務局からお答えさせていただきます。

行為の制限の中で、なかなか明記しづらい部分はございましたけれども、まず、低層部という考え方につきましては、先に定められている地区計画との整合を図る意味で、おおむね2階以下と考えております。それから、中層部として表現している部分につきましては、3階から現在の31メートルまでの高さ、高層部としてはそれ以上の高さと考えております。

大萱委員 そうしますと、3階部分の取り扱いをどういう文言にしていくか、言葉の統一性のようなことを調整しなければいけない感じがします。

それから、中層部も、31メートルまでというのは、屋外広告の方で想定している高さよりちょっと高かったと思うのです。たしか屋外広告物の方ではメートルではなくて、8階以上の部分が高層部という位置づけだったと思います。

もう一つ、今のご説明で、高層部は31メートル以上ということで、その場合、ストリートウォールという考え方でずっと統一していくというご説明がありましたが、壁面後退をするという話も前に聞いていたので、その辺のところはどうなのでしょう。

事務局（遠藤景観まちづくり担当係長） まず、こちらにつきましては、先に地区計画が定められておまして、一律50センチは必ず道路境界からバックしなければならないということが一つです。それから、容積緩和を受けるために、最大2メートルまでバックすると、そのメートル数に応じて容積が緩和される仕組みになっておりますが、その地区計画のつくりの中では、おおむね4メートルの高さ以降は壁面後退の制限を受けないということになってございます。

大萱委員 高層部の壁面後退というのは2メートル以上ということですか。

事務局（遠藤景観まちづくり担当係長） 低層部につきましては、必ず50センチバックしなければならないということです。それから、さらに50センチ以上、2メートルまでのバックによって容積が緩和される仕組みになっておりますけれども、そのバックの規定を受けるのが高さ4メートルまでとなっております。

大萱委員 わかりました。高さ4メートルというと、多分、今の駅前通などだと1階で終わってしまいますね。2階からは境界まで出ていいということなわけですね。

事務局（遠藤景観まちづくり担当係長） そのとおりです。

小林会長 札幌市の地区計画と景観に関してある意味でモデルにしているのは、古谷委員もご存じだと思いますが、札幌駅の南口です。あのときに、低層部とか中層部とか高層部という概念を札幌で初めて入れて、それを駅前通の方に敷衍していこうという基本的な考え方で地区計画と景観の指針を展開しております。ただ、駅前通のアクティビティを担保するため、札幌駅の南口とは少し違う、それで今のような壁面の扱い方になっているわけです。ただ、考え方としては、そのモデルになっている南口を札幌の中心部に展開していく、そういう筋で動いてきているから今のような状態になっています。

大萱委員 ここですぐに結論は出ないと思うのですが、今のご説明だと、言葉を統一するのはちょっと難しい感じがしますね。それは、事務方でいろいろ検討していただく必要があるかと思います。

小林会長 ぜひご理解いただきたいのは、先ほど途中でご説明がありましたけれども、駅前通に接している事業者が集まってでき上がっている協議会で地区計画の内容を吟味して、地元の意見としてそういうものに収れんした、ここが非常に大事なわけです。行政がこうしろと言ったわけではなくて、地元がそういう意向を示しているというふうにご理解していただければと思います。

小林会長 中井委員、いかがですか。

中井委員 色彩のところで伺いたいのですが、アクセントカラーがありましたね。これは、わざわざつけなくてはいけないものなのかどうか、本来長期的に存在する建築物にはあの様な色はない方がよろしいですね。もし、アクセントをつけるとすれば、例えばバナーとか、花などで飾ってもらうとか、一時的につけてもらう方が望ましいです。この絵を見せてしまうと、こういうふうにつけましょう、つけてもいいよという感じにとられてしまうのではないかと思うのです。今回の場合も、積極的につけるということではないですね。つけるのであればこの部分ですということをおっしゃりたいと思うのですが、できればつけなくて、もし色をつけるとすれば、一時的なもので、花とかバナーなどでアクセントとして色を補うような表現の方がよりいいと思います。

事務局（遠藤景観まちづくり担当係長） こちらのスライドの右は、悪い例として表示したものでございます。

中井委員 この文章に「低層部で使用し」と書いてありますが、積極的に言うのではなくて、万が一、色を入れる場合にはという形で、その場合も、建物そのものより一時的な花などで色が出てくる方が望ましいという書き方がわかりやすいと思います。

事務局（遠藤景観まちづくり担当係長） わかりました。「使用し」というところが、必ず使用しなさいのようになってしまうということですので、表現を考えたいと思います。

中井委員 景観70色のときもそうだったのですが、数字でパーセントを言うと、そのパーセントならやってもいいととってしまう人が多いのです。でも、実際は、本来、そんなに区分しなくても、街並み景観に調和し、建築物一棟としてすばらしい色合いであればいいわけですから、誤解を生む解釈をしないような書き方がよろしいと思います。

小林会長 ほかはいかがでしょうか。

新田委員はいかがですか。

新田委員 事前に送っていただいたものを読んできたのですが、今日いただいたものは、各文でいろいろ変わっていて、この表現はどうかというところが新しいものでは直っていました。ただ、その中で一つ気になったことが残っています。それは、「建築物の2階以下で分節化し」の「分節化」という表現が気になったのですが、これは、どういうことを表しているのですか。2階を低層部とするということですか。

事務局（遠藤景観まちづくり担当係長） 実は、こちらの表現は、平成20年に定めました地区計画の中にもありまして、同じ表現を使っております。今、スライドで表示している右上の写真のように、意匠的に変えて表情づくりをしてくださいということを述べているものでございます。

新田委員 わかりました。

小林会長 ほかはいかがでしょうか。

古谷委員、いかがですか。

古谷委員 ここで細かな違いを出して、今後の調整というふうにするのだと思いますが、あえて言いますと、壁面広告物の扱いについてです。低層部は、もちろん限度はありますけれども、自家用の広告物であれば可能ということになっています。景観の方では、ショーウインドウ等の内部の掲出物は質の高いデザインとする、また、窓等のガラス面の内部には広告物を掲出しないと、明記されています。ショーウインドウというのは、にぎやかしのこともあって低層部にいいというお話もあったので、ガラス面の内側の扱いは非常に難しいという問題は出ていたのですが、その辺の表現もきちんと整合性がとれるようにしておいた方がいいなと思いました。

小林会長 それは、事務局の方でいかがですか。

事務局（遠藤景観まちづくり担当係長） 基本的には、屋外広告物については屋外広告物条例の規制の範囲内でやっていただくこととなります。ガラス面の内側からの広告物は、現状も札幌駅に近いところでそういうところが幾つかございまして、地元の中でも、ここは場所を考えるとどうかねという声もあるものですから、それを反映させた格好で基準化したものでございます。

小林会長 補足すると、だれが質の高い云々をするかという話があるのです。これは、札幌駅前通まちづくり株式会社というものができていって、そこでそういうことを検討する外部委員会を設けるのです。ですから、南口とほとんど似たような構造ですが、そこで、その内容については吟味をしていただく形で進んでいくはずですよ。

ほかに、細かいことでも結構ですので、ぜひいただければと思います。

中村委員、何か気がつかれたことありますか。

中村委員 今、会長がおっしゃったように、こういう指針ができて、それを活かせる部分をきちんとルールにのっとって検討する委員会をしっかりと立ち上げて、これを守って

ただくようをお願いしたいなと思います。

朝倉委員、どうですか。

朝倉委員 一つ聞いたかったのは、自家広告の中で3分の1もしくは50平米とあるのですが、そのまま生かされるということによろしいのでしょうか。

小林会長 それは、広告の方ですね。

朝倉委員 もう一つは、先ほどショーウィンドウ等のシート関係の文字だと思うのですが、今まで、内部からのものは許可になっていたと思うのですが、ここは内部も外部も一切だめだということになるのでしょうか。

小林会長 広告と景観の方でどういうふうに協議されているかということを加えてお答えいただきたいと思います。

事務局（遠藤景観まちづくり担当係長） 外部につきましては、屋外広告物条例の新たな地区指定によって、それぞれの許可基準に適合するかどうかという審査がなされますが、建物内部のものにつきましては、屋外広告物条例の対象外になるものですから、こちらは景観の方で原則だめですということを基準に書かせていただいております。

小林会長 坂井委員、その辺はもう議論していますか。

坂井委員 私もよくわからないのですが、その点というのは。

小林会長 先ほどの株式会社の方で、この扱いについてどんな議論をこれからされようとするのかということをお願いできればと思います。

坂井委員 私の知る限りでは、されていません。

小林会長 では、事業者の方にとっても結構大事なことだと思いますし、南口の方でも、アトリウムの内側に大きいものをかけるのも、古谷委員を頭にして、古谷委員がオッケーと言うといいというふうになっています。ですから、その辺は、どういうルールで、どこが責任を持ってそれをよしとするのか、ノーと言うのかということ、今、中村委員がおっしゃったように明確にしながら内容を共通の約束事にする。カップルで、セットで議論していくということにさせていただくという審議会の意見だと理解しませんか。

ほかにいかがですか、よろしいですか。

大萱委員 もう一度、低層部のところが気になっています。確認しておきたいのは、駅前広告物の方は、許可基準は南口の第2エリアと同じにしております。そこで、低層部は3階までということがあります。実は、これは壁面の突き出し広告ですが、それをどう扱うかという議論の中から出てきたのですね。突き出し広告物は低層部に設けるということで、4階以上の中層部には基準としては出せないことになっています。それは、先ほどの協議会を通して認められればオッケーですが、許可基準としては3階までということになっております。

先ほどのお話で、4メートルまで、2階までが低層部ということでしたら、そちらの文言の低層部のうちのどこどこまでという表現に変えていただくと、多分、整合性がとれてくるかなという気がするのです。これを、広告の方としては、南口の周辺のエリアと駅

前通北街区というのは、景観的に一体的で等価であるということを担保しようということ、同じ基準で進めようということになっています。その辺で、ぜひご協力をいただかないと、現場で指導したり事前協議したりするときに混乱が起こるのではないかとということ、を心配しています。

小林委員長 審議会でも議論しようと思いますが、駅前通の南口については、300メートル正面から見るというスケールで決めたのです。今回、駅前通については、そういう見方ではなくて、パースペクティブに抜けていくと。ですから、低層部の何メートルという考え方も少し吟味しなければいけません。それプラス、先ほど申しましたように、協議会の方がそこを自主的に決めてきた。要するに、行政側の押しつけではなくて、住民、事業者の方たちも参加しながらそういうことを決めてきた。そこをどういうふうに理解するかということも背景として十分理解していただいて、その中身を確定していきたいと思えます。

ほかはよろしいですか。

では、景観の方で検討している駅前通北街区の景観のこれからの考え方の基準、重点区域の基準についてご議論していただきました。あと、市民に対しての意見聴取も含めながら、その内容を重ねていくということ、を年内にするようですから、もう一回ぐらい議論をしなければいけないかもしれませんが、今日は貴重な意見をいただけたと思います。ありがとうございました。

次に、今度は広告サイドの方で、景観保全型の地区としてここをどう考えるのかということについて、報告と内容のご説明をお願いしたいと思います。

まず、大萱委員からお願いします。

大萱委員 景観のように、パワーポイントは用意できておりませんので、お手元の資料を見ながら口頭でご報告したいと思います。

札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区の地区指定検討委員会委員長をさせていただきます大萱でございます。

検討委員会の概要及び結果についてご報告させていただきます。

検討委員会は、平成21年9月から今年の5月まで、合計6回開催いたしました。今回、検討いたしました札幌駅前通北街区地区についてですが、札幌のメインストリートであります。それから、地下歩行空間の开通によって、札幌駅周辺地区と大通、すすきの地区との往来が極めて容易になりました。将来的に、沿道ビルの建てかえも予想されるなど、都心の活性化が期待される地域であると同時に、都市景観的にも大変重要となる地域であると考えられます。

検討に当たりましては、都市景観部局で検討中の札幌駅前通北街区地区景観計画重点区域をベースに、区域を指定しました。基本方針、許可基準等につきましては、既に景観保全型広告整備地区に指定されている隣接の札幌駅南口地区第2区域の内容をベースにして審議を重ねてまいりました。その検討結果を、説明資料3と補足資料、A4判1枚の区

域図をもとに説明させていただきます。

説明資料3ですが、1の地区の名称です。これは、先ほど申しましたが、札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区としました。

続きまして、2の区域につきましては、説明資料3の補足資料、都市図がかかれていますところですが、これをもとに、この中で、紫色で囲まれた範囲が区域になります。南北につきましては、駅前通の一体性の観点から、北側の北5条線道路中心線から南側の大通北側境界線及び見通し線までを範囲としております。先ほどの景観の方と違いますのは、景観の方は黄色い点線で入っていますので、大通地区のところでは少し違ってまいります。屋外広告の方は、駅前から、通りの概念を大切にということで、ずっと突き抜けております。

それから、北側の斜線部分の区域でございます。北4条西3丁目、4丁目の一部については、先ほどもご説明ありましたが、景観計画重点区域の見直しにあわせて、札幌駅南口地区（第2区域）から札幌駅前通北街区地区へ編入しております。また、一番南側の北洋大通センターなどが建つ区域は、大通地区景観計画重点区域の規制を受けますので、この区域は景観保全型広告整備地区と景観計画重点区域の範囲が異なるということです。

それから、東西につきましては、札幌駅前通の道路境界線から、それぞれ外側に30メートルのラインまでの区域としました。ただし、区域の内外にわたる建築物の場合は、建築物が区域の一部にかかる場合であったとしても、建築物一棟すべてに基準を適用するというふうにいたしました。

それから、北3西4地区と北2西4地区です。この区域図では細かいハッチがされている赤れんがの東側の区画です。既存の都市計画制度により規制が緩和される都市再生特別地区指定を受け、日本生命札幌ビルのような一丁画規模の建物の建築が今後も予想されますので、当該地区は全体を範囲といたしました。

以上が範囲についての説明です。

それから、説明資料3に戻りまして、3の基本方針でございます。

基本方針につきましては、南口地区第2区域をベースに、駅前通を中心とした広がりのある街路空間の創出と歩行者にとって魅力あるまち並みとなるような地区指定を行うということに決めました。これは、基本方針(1)のところでも述べられてございます。

(2)のデザイン性の高い優れた広告物等々は、南口のとおりと同じ内容になっております。

4の許可基準につきましては、南口地区第2区域の基準をベースに検討いたしました。理由としては、同区域の一部を編入することから、地元の事業者の方にわかりやすく、受け入れられやすいということのほか、南口の広場空間、それから、札幌駅前通の軸としての重要性、そういうものに基本的に差異を設けたくないということでございます。

それから、南口地区の基準と異なる点は、都市再生特別地区である北3西4地区と北2西4地区における地上広告物についてでございます。この部分につきましては、南口地区では1建築物に2基以内かつ1基当たりの合計表示面積は30平米以下という基準でござ

います。これは地上広告物です。これにかえて、これらの地区では、基数制限を設けず、1建築物の合計表示面積を60平米以下としました。総量規制という考え方をしまして、何基あるかということは別に設けないというふうに、自由度を高めた内容にしました。これは、日本生命札幌ビルのような大規模建築物の場合ですと、1建築物2基以内という従来の制限は大変厳しいのではないかという意見が出たことによりしております。さらに、市民への情報提供という観点からも、自由度を高めてデザインの質を維持していきたいということがございます。基数について、制限を設けない場合であっても良好な景観が維持できるかについて検討しました。

一つ目としては、高さは3階まで、1面は15平米以下という基準を別に定めます。これは、基準として定めてあるため、極端に大きな広告物が掲出される可能性は低いです。それから、大規模ビルの建築によって地上広告物を設置できるスペースは、もちろん、設計によっても違ってきますが、限られるでしょうということです。接道部分すべてに地上広告物が建つことは考えにくいです。統一したデザインであることという基準もありますから、基数が増えてもデザインの統一性は図られるという意見で、総量規制だけということにまとめられました。

現在の日本生命ビルでは、3連の地上広告物が設けられていまして、人間の目線に近いところで数がふえても問題はないだろうということがございます。

そのほかにつきましては、南口地区と同じ基準になっております。

2ページ目に行きまして、4番目の許可基準の(2)です。自家用広告物で、デザイン性が高く、地区景観の向上に寄与するものであると市長が認めるときは、別に定める場合に限り、別表1に掲げる許可基準を適用しないと定めております。ここで、許可基準を適用しない場合とは、指定地区内の事業者等により構成され、必要な要件を満たした上で、市から承認を受けた自主的組織が広告物の質的向上を目指し、専門家によるデザイン、色彩などの評価を受けるよう取り組みを行い、市長が、デザイン性が高く、地区景観の向上に寄与する広告物であると認めた場合となっております。実際に、札幌駅南口地区第1区域では、この規定に基づく承認を受けた札幌駅南口地区第1区域広告景観協議会という組織が活動をしているということございまして、それと同じような組織を想定しているということでございます。

4の(3)については、ここに書かれたとおりで、改正または定めようというときには、関係地権者、所有者の意見を聞くことになっております。

それから、5の経過措置でございます。

これも、随分、議論になった項目ですが、南口区域と同様、景観保全型広告整備地区の施行の際に、条例の規定による許可を受けている既存広告物については、そのまま掲出することができるものとして、特段の改修、撤去期限は定めませんでした。これが結論になったわけです。この点につきましては、委員会の中でも、一定の期限を設けるべきという意見や、既存地区と同様に改修、撤去の期限を設けなくてもよいのではないかというさま

さまざまな意見が出されました。結果としましては、南口第2区域の隣接区域であり、また、その一部を編入することから、南口と同様な考え方に基づきましようということで、20年、30年後のまちづくりを見据えた規定とした方がいいのではないかとすることに落ち着いたわけです。一定の期限を設けた場合、撤去や改修には100万円単位での経費を要することから、事業者等にとって多大な負担となって、期限内に撤去等ができなかった場合、まち全体として不適格物件の取り扱いに大変苦慮することが予想されるということも背景としてありました。市からの公的補助等々ができればいいのだがという意見も出されましたが、そういうことも難しいということで、南口第2区域と同じ規定ということに落ちつきました。ただし、施行後は、事業者の方に対して基準に合致していないということを確認していただく必要があるということで、そのための周知は必要であるという意見でございます。そういう努力をしていきたいと思います。

なお、施行後の新設、改修につきましては、景観保全型広告整備地区の基準が適用されますので、改めて許可申請が必要になるということでございます。

以上が、検討結果の内容でございます。ご報告とさせていただきます。

小林会長 ありがとうございます。

今のご説明で概略はおわかりだと思いますが、お気づきになったことがあればお願いします。今度は、景観の方のメンバーの方も加わって、ぜひご検討いただければと思います。

吉田委員、何か気がつかれたことはございますか。

吉田委員 現状は、細かい数字というか、細かい指示があって、その細かさの中にあいまいさがあって、実施の面で皆さんの協力が得られるのかというところが若干気になります。このとおり実施されれば、かなり整備されると思います。ロゴの指定色の話もありまして、かなり大胆にとらえられていますが、このとおりスムーズに地区全体の規制がうまくいくと、大変結構なものではないかと思います。

小林会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

最後の経過措置のことですが、既存不適格というのは、大きなもので言うと幾つぐらいあるのですか。

大萱委員 屋上広告物に関しては、ほとんど不適格になるのではないですか。それから、突出看板もですね。

事務局（谷内） 屋外広告物審議会事務局の谷内と申します。

実は、件数などにつきましてはまだ把握をしておりません。検討委員会の中でもお話が出たのですが、経過措置に該当する既存不適格の物件につきましては、今、大萱委員からお話がありましたとおり、その事業者に認識してもらわなければいけないということがございますので、そのプロセスの中で物件の件数を調べていく必要はあると思いますが、現状では具体的な件数などは把握しておりません。

小林委員長 経過措置という概念は取っ払うに近いご説明でした。要するに、時間を

設定しないわけですからね。

大萱委員 ずっと行ってしまいうわけですからね。例えば、今の状態で広告物を掲出する場合は、エンドレスでずっと続けられます。ただし、広告の内容を更新したり、広告主が変わったり、広告の内容が変わるということになると、新規になりますから、それは新しい規制を受けることになります。

今までの過去のものを見ていますと、ロケット型のものは、構造物を撤去しないで、上に重ね張りをしていくものですから、だんだん太くなっていくとか、いろいろな問題が具体的に出てきています。だから、ロケット型というのは全然認めていないのですけれどもね。

小林委員長 でも、それをエンドレスでオッケーと言ってしまうことの問題はありませんか。

大萱委員 それは、委員の皆さんも、何とか期限つきにしようとか、5年なら5年という期間内で撤去することはできないかという話はしたのですが、具体的にはかなりの費用がかかる。その費用を事業者に負担させることを強制的にできるのだろうかという問題があります。

小林委員長 それは、そごうでやりました。

大萱委員 その辺のことはよくわかりませんが、そごうも、壁面をずっと大きくペントハウスに……

小林委員長 一番トップのものをとってもらいました。

大萱委員 あれは、ペントハウスの壁面ですね。

小林委員長 広告物にしていたのです。

大萱委員 だから、屋外広告物ですけども、鉄骨で大きくフレームを組んで、基礎から立ち上げているものというのは、大きなクレーン車がないとできないです。

小林委員長 作業は別にして、姿勢ですよ。

大萱委員 もちろん、そうですね。

小林委員長 技術的なことではなくて。

大萱委員 だから、姿勢としては、違反建築物で基準に適合していませんということを、強制力はないと思うのですが、所有者にはきちんと伝えて意識を喚起していくということです。これは、南口から一部が編入しましたね。そこの絡みの問題もあるのですが、南口のところが、いわゆる一代限りという言い方をしていますが、期限を設けていないわけです。今度は、そこも全部含めて強い規制にするのかという話ですね。ですから、時間をかけるしかないのではないかと思います。これは、事務局の方での実際的な窓口対応といえますか、そういう指導の状況の中で非常に難しい問題があるということも言われたことも事実です。

小林委員長 それは、南口の時も同じ議論でした。しかし、時間を決めて、もっと延びましたが、その時間の中で具体的にどうするのですかというものを毎回出していただい

て、そういう経過で、そごうのものはなくなったのです。

大萱委員 そごうのは、3年ぐらい延びましたね。

小林委員長 もっと延びました。ですから、そういうものを最初からオッケーと、黙認しますよという姿勢で立ち上げるのかどうかという議論だと思うのです。

朝倉委員 エスタの方は、小林委員長との合意の中でやったと思うのですが、既存のものをどうするかという話になりました。一代限りと、現状の南口がそういうふうになっているということで、それに変更しようということでした。一つは、適合していないということで、各スポンサーに、毎年、行政の方からご案内の文書をきちんと出すということに、この前の会議ではなりました。現実、今、駅前の、NOVAの広告塔と日興コーディアルのロケット型のものが撤去になりました。今の業界の中で、また、そのお客さんの中では、やはり違反なのだということで、かなりブレーキがかかっています。今、改修はできませんので、時期が来たらおのずと撤去、撤退という形になるうかと思えます。今回の委員会の方では期限は切っておりません。

ほかの行政において、例えば東京などは、役所の方が補助金を出しています。1,000万円かかろうが、そのうちの半分以上を行政の方が、後につくった条例ですから、そういうことが出ていますが、札幌市の方は助成金は出せないということなので、自然に、良識のもとでやっていただけるのではないかと考えております。これは、相手があることですから、どう考えるかわかりませんが、その風潮や流れはこういうふうになっていますので、近いうちに一つずつおりていくのではないかと予想されます。

以上でございます。

小林委員長 今はどうなっているのかわかりませんが、七、八年前に、福岡は、こういうことをやったときに、経過措置という時間を切らないで、市民に対して、ここの広告物は違反していますと明示したのです。ですから、いろいろなやり方があると思うのですが、そこのところを少し工夫していただきたいと思えます。

特に、先ほどから何度も申し上げておりますが、ここは、地元の協議会の方が地区計画なるものを立ち上げたわけです。そのことは十分ご理解していただいて、南口のところとは違って、かなり押しつけ的にやっているわけではないので、地区計画というのは、地元の方たちがどういうふうを考えているかという結果であるということもご理解していただきたいのです。

大萱委員 地元の方々から、屋上広告物等々で不適合になった場合のご要望といいますが、ご希望は、私たちが検討した段階では届いておりませんので、それをお聞かせ願えれば検討できるかと思えます。

先ほど委員長がおっしゃったように、市民に公開するとか、そういうことはどんどんやっていかなくてはいけないだろうと思えます。私たちとしても、できるだけ早く変えていきたいというのが本心ですから、考えていきたいと思えます。

小林委員長 5の書き方は、少し工夫していただきたいと思えます。

大萱委員 わかりました。

事務局（谷内） 事務局から今の議論についての補足ですが、今お話がございましたとおり、この経過措置は、南口から一部を編入するということや、改修には結構なお金がかかるという理由があって、今回、期限を設けずに行いますというふうに文言には書かせていただきました。ただ、小林会長がおっしゃるとおり、この経過措置というのは、だからといって、市の方で掲出をいつまでも続けていいですよと認めたものではないということをお知らせをしていかなければいけないと思います。これについては、当然、検討委員会の中でもお話がございまして、事業者の方に、あなたのつけている広告物は現行の基準には適合していませんということを何らかの方法で認識してもらう必要あると考えております。その具体的な方法論については、今後の課題ということになると思います。例えば、小林会長がおっしゃったように、この広告物は現行の基準には適合していませんよと明確に表示する方法も一つではあると思いますけれども、それについては、今後、私どもの方でも考えていかなければいけないところだと思っています。

小林会長 これは、広告の方の告示のスケジュールはどうなるのですか。

事務局（谷内） スケジュールについては、まず、今回の事前説明が終わった後に、屋外広告物の方も、景観と同様に、地元に対する説明会や、ホームページなどで市民から広く意見を募る予定になっております。そういうことを経た上で、再度、審議会の場で正式に諮問という形で行わせていただきまして、告示という流れになります。指定の時期につきましては、景観計画重点区域とあわせてという形になりまして、今現在では12月1日となっておりますので、広告の方も同じ日になるかと思っております。

小林会長 ありがとうございます。

ほかに何かありますか。

（「なし」と発言する者あり）

小林会長 では、広告物の審議会からご提案があった告示の案について、皆さんの意見を具申したということで、終わらせていただこうと思います。

ありがとうございました。

今回、こういう審議会は初めてですが、運営の方法とか、具体的な項目とか、これから合同の場でこういうことを協議した方がいいということなどがありましたらお願いします。

中井委員 送られてきた資料の中に、色彩景観基準、別記というものがありませんでしたが、今回いただいた資料ではそれが消えています。それはどういうことかわからないので、ご説明いただきたいと思っております。

事務局（遠藤景観まちづくり担当係長） 私からお答えします。

景観計画重点区域の改正案と新旧対照表という資料を事前送付させていただきました。新旧対照表の内訳としまして、良好な景観の形成に関する方針の新旧、行為の制限の新旧、それから、旧の基準、現行の基準で改正に伴う削除基準という三つのペーパーを送らせていただいていたと思います。ただ、本日は、新旧という格好で整理するのはわかりづらいという

ことで、改正案の基準と現行の基準という4枚をお配りしている状況です。

現行基準のうち、削除した基準の中に、色彩については、別途、色彩基準によるという表現があったのですけれども、それを削除した理由としまして、現行の基準では、部位別の基準ですので、いろいろな部位ごとに色彩基準によるという表現をしてあったものが、今回、部位別基準ではない改正案としますので、それが幾つか削除されることとなります。

色彩の基準としまして、従来色彩基準による表現をしまして、景観計画の中にある景観70色へ飛ばすような表現をしていたのですが、今回の改正案では、70色によるということで書きましたので、別途、色彩基準によるという表現ではなくなっております。

小林会長 今の答えでいいですか。

中井委員 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

小林会長 では、これで合同の審議会を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

事務局(小島地域計画課長) 本日は、長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。

本日いただきました意見を踏まえまして、今後、事務局の方で整理を行いたいと思います。

次回の審議会の予定につきましては、改めて、両審議会とも事務局よりご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

3. 閉 会

事務局(小島地域計画課長) 以上をもちまして、平成23年度第1回札幌市都市景観審議会及び札幌市屋外広告物審議会を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

以 上